

富山市病児保育事業についての同意書

1. 病児保育室では、複数の体調不良のお子さんをお預かりします。感染対策には最善をつくしていますが、完全に予防することは困難であることをご了承ください。また、他のお子さんに対する感染予防の為に、お子さんの定期予防接種（法律で定められているもの）に関しては、接種対象期間に接種してください。
2. 病児保育室でお預かり中に、容態が変化するなど対応が困難になった時は、保護者の方にお迎えを依頼する場合があります。また、お子さんの病状によっては、病院に救急搬送することもあります。保護者の方は必ず連絡が取れるようにしておいてください。
3. 病児保育室が定員に達している等、受入困難な場合には、利用をお断りする場合があります。
4. 「お迎え型」病児保育と「病児・病後児型」病児保育では食事の内容が異なります。
「お迎え型」の食事は、食欲に応じたレトルト食品の提供となります。「病児・病後児型」の食事は、弁当業者の弁当を提供します。なお、食欲がない場合やアレルギー等で十分な食事を提供できない場合、又は弁当を持参された場合の利用料の減額はありませぬ。
食物アレルギー等、食事内容に個別の配慮が必要なお子さんは、保護者の責任のもと弁当・おやつ等の持参をお願いいたします。なお、持ち込まれた弁当やおやつは提供時間になるまでの間、調乳室の冷蔵庫で保管します。
5. 富山市病児保育事業利用登録申請や、病児保育室利用に際して必要な書類に記載された情報については、本事業の実施に必要な限りにおいて、関係機関で共有します。事前登録していただいた情報に変更があった場合は、速やかに病児保育室にご連絡ください。
6. 書類提出後に詳細確認などの為、必要に応じて病児保育室から電話連絡することがありますので、登録申請書提出に合わせて病児保育室の電話番号の登録をお願いいたします。
7. 正当な理由がなく、保育時間を過ぎても病児保育室へお迎えに来られない場合は、次回以降の利用をお断りする場合があります。
8. 本登録の有効期限は、申請後初めて迎える3月31日までとなります。利用にあたっては、年度ごとの登録が必要です。

※上記に加えて、以下<9.~14.>は、お迎え型利用に際する同意事項です。

9. 「お迎え型」を利用される場合は、保護者の方から、お子さまの入所（園）保育施設に、その旨お伝え下さい。
10. お子さんの状態が「お迎え型」が可能な状態であるか否かについては、保護者と保育施設からの聞き取りによるお子さんの情報をもとに看護師が判断させていただきます。
11. 基本的には、かかりつけ医への受診となりますが、診察時間外及び休診等の場合は市の指定する病院への受診となります。（かかりつけ薬局も同様です）
12. 病児保育室からの移動手段は、すべてタクシーを利用しますので、チャイルドシートはありません。
13. 「お迎え型」の医療機関での受診において緊急の治療が必要と判断された場合は、保護者の同意が必要となりますので連絡を取らせていただきます。連絡が取れない場合は、やむをえず保護者の同意を得ずに治療を受ける場合があります。
14. 医療機関が、病児保育室でお預かりすることが適当でない判断した場合や、お子さんの不安が強く状態を悪化させると判断した場合には、お預かりを中止する場合があります。

富山市病児保育事業を利用するにあたり、以上の項目に同意します。

平成 年 月 日 保護者住所
氏名

印